

## 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称） 骨格素案（案）

## ■ 前文

## ■ 第 1 章 総則

条例の制定目的や言葉の定義、基本理念など条例の原則となる項目について定めます。

## 第 1 条 目的

この条例は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、日本国憲法及び関連法令、人権を尊重するまち三鷹条例に基づき、「子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができる権利」を保障し、子どもにとっての最善の利益を考え、子どもが幸せに過ごすことができるまちを実現させることを目的とします。

## 第 2 条 定義

- |                |                                                                                       |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 子ども        | 概ね18歳までの者をいいます。18歳以上であっても、継続的に支援が必要な者又は心身の発達の過程にある者を含みます。                             |
| (2) 保護者        | 子どもを養育する親（里親等を含む）及び親に代わり子どもを養育する者をいいます。                                               |
| (3) 子どもにかかわる施設 | 市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校のほか、子どもが育ち、遊び、学ぶ施設をいいます。 |
| (4) 市民         | 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいいます。                                                      |
| (5) 事業者等       | 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいいます。                                              |

## 第 3 条 基本理念

- (1) すべての子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。
- (2) すべての子どもが、心身の状況や環境等にかかわらず、その権利を擁護するための施策を推進します。
- (3) すべての子どもが、未来に向けて夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長できる地域社会をつくれます。
- (4) 保護者、子どもにかかわる施設、地域等及び市が、子どもの最善の利益を考え、子どもの権利を守ります。

## 第 4 条 子どもの権利の普及・啓発

- (1) 市は、市民や子どもにかかわる施設の関係者、事業者等が子どもの権利について学び、理解を深めるため、普及・啓発を行います。
- (2) 市は、毎年11月を三鷹子ども月間として定め、子どもの権利について普及・啓発のための取組を行います。
- (3) 子どもにかかわる施設の関係者は、子どもが権利について関心を持ち、学び、理解することができるよう支援を行います。

## ■ 第2章 子どもの権利

子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができるために、社会の中で守られるべき子どもの権利について定めます。

### 第5条 安心して生きる権利

子どもは一人の人間として尊重され、安全に、安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) 差別や暴力を受けず、心身を傷つけられないこと。
- (3) 安全で安心できる環境のもと、健やかに生活できること。

### 第6条 個性が尊重され、自分らしく生きる権利

子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、個人の人格が尊重されること。
- (2) 自分の思いや考えが大切にされ、不当な扱いをされないこと。
- (3) プライバシーが守られること。

### 第7条 豊かに育つ権利

子どもは、成長に合わせて心身ともに豊かに育つために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 遊び、学ぶこと。
- (2) 休息をとること。
- (3) 文化、芸術、スポーツ等に親しむこと。
- (4) 自然に親しむこと。
- (5) その他、年齢や発達に応じた生活習慣の習得につながる体験を行うこと。

### 第8条 意見や思いを伝える権利

子どもは、自分の意見や思いを伝えるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自分の意見や思いを表現する機会が確保されること。
- (2) 他者を尊重しながら、自分の意見や思いを自由に表すこと。
- (3) 自分の意見や思いを表すことにより、不利益を受けないこと。

### 第9条 支援を求める権利

子どもは、適切な支援を求めるために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 困っている時やつらい気持ちになった時に、相談すること。
- (2) 自己実現のために、助言や援助を求めること。

### 第10条 社会に参加する権利

子どもは、社会を構成する一員として育つために、次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 成長に応じて、自ら考え、意思決定を行うこと。
- (2) 前号について実行するために、必要な情報を得ること。

### ■ 第3章 市、市民、保護者、子どもにかかわる施設、事業者等の役割

第2章で規定した子どもの権利が守られるため、市、市民、保護者、子どもにかかわる施設、事業者等が担う役割について定めます。

#### 第11条 市の役割

市は、子どもの権利が保障され、子どもが幸せに過ごすまちづくりを実現するため、子どもに関する施策を子どもの意見や思いを尊重しながら総合的に実施します。

#### 第12条 市民の役割

- (1) 市民は、子どもが権利の主体であり、社会の一員であることを理解し、子どもが幸せに過ごせるまちづくりの実現を目指します。
- (2) 市民は、市が行う子どもに関する施策について、可能な範囲で協力します。
- (3) 市民は、子どもが地域の中で安全、安心に過ごすことができるよう見守りを行うとともに、その環境づくりに努めます。

#### 第13条 保護者の役割

- (1) 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもの意見や思い、人格を尊重するものとします。
- (2) 保護者は、子どもが安心し、心身ともに健やかに育つことができる環境を確保します。

#### 第14条 子どもにかかわる施設の役割

- (1) 子どもにかかわる施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもの健やかな遊び、学び、育ちの中で支援を行います。
- (2) 子どもにかかわる施設の関係者は、保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利が守られるための取組を推進します。

#### 第15条 事業者等の役割

事業者等は、保護者や市、関係機関等と協力しながら、地域の中で子どもの権利が守られるための取組の推進に努めます。

## ■ 第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり

第2章で規定した子どもの権利が守られるまちをつくるための指針について定めます。

### 第16条 子どもの成長や状況に応じた取組

市は、すべての子どもの生命や身体が守られ、成長や発達に応じた適切な養育のもとで健やかな生活を送ることができるよう取り組みます。

### 第17条 教育を受ける機会の確保

市は、すべての子どもに教育を受ける機会が等しく与えられるよう取り組みます。

### 第18条 個人の尊重及び差別の禁止

市は、子ども一人ひとりが権利の主体であり、尊重されるべき個人として認められ、差別的な取扱いを受けることなく、その基本的人権が保障されるための取組を行います。

### 第19条 安心できる居場所づくり

市、市民、保護者、子どもにかかわる施設の関係者、事業者等は、家庭や子どもにかかわる施設、その他の活動の場が、子どもが安心して過ごすことができる居場所となるよう協力して環境の整備に努めます。

### 第20条 子どもの意見や思いの表明の機会の確保

- (1) 市、市民、子どもにかかわる施設の関係者は、子どもが自分の意見や思いを自由に表明できるように環境を整備し、子どもの意見や思いの表明が促進されるよう努めます。
- (2) 市、市民、子どもにかかわる施設の関係者は、子どもに関係する事項を決定する時は、子どもの意見や思いを聴く機会を設け、その意見や思いを尊重し、可能な限り反映させるように努めます。

### 第21条 子どもの社会参加及び参画の推進

- (1) 市は、子どもが社会の一員としてまちづくりや地域コミュニティの活動に参加及び参画できるような仕組みづくりに取り組みます。
- (2) 市民、子どもにかかわる施設は、子どもの社会参加及び参画に協力するよう努めます。
- (3) 市、市民、子どもにかかわる施設は、子どもが社会参加及び参画するに当たり、必要な情報が得られるよう、子どもに向けたわかりやすい情報発信や説明に努めます。

### 第22条 相談体制の整備

- (1) 市は、子どもの困りごとや不安、悩み等について相談できる場所として、子どもを対象とした相談窓口を整備します。
- (2) 市は、子どもからの相談内容に応じて必要な支援へとつながるよう、関係機関等と連携して相談体制の整備に取り組みます。
- (3) 子どもからの相談を受けた者は、相談内容についての秘密を漏らしてはいけません。

## ■ 第5章 子どもの権利擁護

子どもの権利が侵害された時に、子どもを救済するための指針について定めます。

### 第23条 三鷹市子どもの権利擁護委員の設置

- (1) 市長は、子どもの権利が侵害された場合に救済を行うため、市長の附属機関として、三鷹市子どもの権利擁護委員（以下、擁護委員）を設置します。
- (2) 擁護委員は、2人以内とし、子どもの権利に関して見識を有する者のうちから市長が委嘱します。
- (3) 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができるものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (4) 市長は、擁護委員が心身の故障により職務を行うことができないと判断したとき及び擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、解嘱することができます。
- (5) 市は、擁護委員の中立性及び独立性を尊重し、その活動に協力するものとします。

### 第24条 擁護委員の職務

擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利侵害について、必要な調査を行うこと。
- (3) 子どもの権利侵害から救済するために、関係者間の調整や要請を行うこと。
- (4) 子どもの権利侵害を防ぐために、市に意見を述べること。
- (5) 子どもの権利擁護について、必要な理解を広め、連携を推進すること。

### 第25条 擁護委員の責務

- (1) 擁護委員は、子どもの権利を擁護するため、公正かつ中立に職務を行わなければなりません。
- (2) 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- (3) 擁護委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

### 第26条 活動報告及び公表

- (1) 擁護委員は、年度毎にその活動内容を市長に報告します。
- (2) 市長は、前項の報告を受けた場合、その内容を公表します。

### 第27条 庶務

擁護委員の庶務は、子ども政策部子ども家庭課において行います。

## ■ 第6章 条例の推進

市の中で条例を推進していくための計画や体制について定めます。

### 第28条 推進計画

- (1) 市は、本条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下、推進計画）を策定します。
- (2) 推進計画として、「三鷹市子ども総合計画」を位置づけます。

### 第29条 推進体制

- (1) 市の子どもの関する施策に関わるすべての組織は、横断的に連携して子どもに関する施策を実施します。
- (2) 市は、国、東京都、他の地方公共団体及び児童相談所や警察等の関係機関と連携して子どもに関する施策を実施します。
- (3) 市、市民、保護者、子どもにかかわる施設及び事業者等は、相互に連携して、子どもに関する施策の推進に努めます。

# 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称） 骨格素案（案）体系

## ■ 前文

## ■ 第1章 総則

|                  |                                         |
|------------------|-----------------------------------------|
| 第1条 目的           | 条例の制定目的や言葉の定義、基本理念など条例の原則となる項目について定めます。 |
| 第2条 定義           |                                         |
| 第3条 基本理念         |                                         |
| 第4条 子どもの権利の普及・啓発 |                                         |

## ■ 第2章 子どもの権利

|                        |                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------|
| 第5条 安心して生きる権利          | 子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができ、社会の中で守られるべき子どもの権利について定めま |
| 第6条 個性が尊重され、自分らしく生きる権利 |                                                 |
| 第7条 豊かに育つ権利            |                                                 |
| 第8条 意見や思いを伝える権利        |                                                 |
| 第9条 支援を求める権利           |                                                 |
| 第10条 社会に参加する権利         |                                                 |

## ■ 第3章 市、市民、保護者、子どもにかかわる施設、事業者等の役割

|                    |                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第11条 市の役割          | 第2章で規定した子どもの権利が守られるため、市、市民、保護者、子どもにかかわる施設、事業者等が担う役割について定めます。 |
| 第12条 市民の役割         |                                                              |
| 第13条 保護者の役割        |                                                              |
| 第14条 子どもにかかわる施設の役割 |                                                              |
| 第15条 事業者等の役割       |                                                              |

## ■ 第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり

|                         |                                         |
|-------------------------|-----------------------------------------|
| 第16条 子どもの成長や状況に応じた取組    | 第2章で規定した子どもの権利が守られるまちをつくるための指針について定めます。 |
| 第17条 教育を受ける機会の確保        |                                         |
| 第18条 個人の尊重及び差別の禁止       |                                         |
| 第19条 安心できる居場所づくり        |                                         |
| 第20条 子どもの意見や思いの表明の機会の確保 |                                         |
| 第21条 子どもの社会参加及び参画の推進    |                                         |
| 第22条 相談体制の整備            |                                         |

## ■ 第5章 子どもの権利擁護

|                       |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 第23条 三鷹市子どもの権利擁護委員の設置 | 子どもの権利が侵害された時に、子どもを救済するための指針について定めます。 |
| 第24条 擁護委員の職務          |                                       |
| 第25条 擁護委員の責務          |                                       |
| 第26条 活動報告及び公表         |                                       |
| 第27条 庶務               |                                       |

## ■ 第6章 条例の推進

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 第28条 推進計画 | 市の中で条例を推進していくための計画や体制について定めます。 |
| 第29条 推進体制 |                                |

### 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称） 骨格素案（案）における

#### 「子どもの権利（第2章）」と「子どもの権利を守るためのまちづくり（第4章）」の関係性

| 子どもの権利（第2章）            |   | 子どもの権利を守るためのまちづくり（第4章）                                        |
|------------------------|---|---------------------------------------------------------------|
| 第5条 安心して生きる権利          | ➡ | 第16条 子どもの成長や状況に応じた取組<br>第18条 個人の尊重及び差別の禁止<br>第19条 安心できる居場所づくり |
| 第6条 個性が尊重され、自分らしく生きる権利 | ➡ | 第18条 個人の尊重及び差別の禁止<br>第20条 子どもの意見や思いの表明の機会の確保                  |
| 第7条 豊かに育つ権利            | ➡ | 第16条 子どもの成長や状況に応じた取組<br>第17条 教育を受ける機会の確保<br>第19条 安心できる居場所づくり  |
| 第8条 意見や思いを伝える権利        | ➡ | 第20条 子どもの意見や思いの表明の機会の確保                                       |
| 第9条 支援を求める権利           | ➡ | 第16条 子どもの成長や状況に応じた取組<br>第22条 相談体制の整備                          |
| 第10条 社会に参加する権利         | ➡ | 第21条 子どもの社会参加及び参画の推進                                          |